

## 契約の解除と催告解除

TOYAMA, Junkou / 遠山, 純弘

---

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 (科学研究費補助金) 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

4

(発行年 / Year)

2013-05

## 様式 C-19

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月20日現在

機関番号：32675  
 研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2009～2012  
 課題番号：21730068  
 研究課題名（和文） 契約の解除と催告解除

研究課題名（英文） The release from contract and notification released

研究代表者  
 遠山 純弘（TOYAMA JUNKO）  
 法政大学・法務研究科・教授  
 研究者番号：70305895

研究成果の概要（和文）：催告解除は、債権者を迅速に契約から解放する方法として認められた救済手段である。それゆえ、評価的な要件を催告解除の要件とすることは、同条による解除の本質に反する。また、なされた給付が契約に従ったものではない場合に、債権者は、催告解除によってなされた給付を債務者に受け戻すことはできない。なぜなら、その場合にもなされた給付が債権者にとっていかなる意味を有するかが問題となるからである。

研究成果の概要（英文）：Notification released, is a remedy that was recognized as a way to release from the contract quickly creditors. Therefore, it is contrary to the essence of the notification released, if evaluating requirements are required in the release. In addition, in cases of defective performance, creditors will be able to return the debtor benefits made by the notification released. Because in that case it is important whether creditors have interests in benefits made.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：社会科学  
 科研費の分科・細目：法学・民事法学  
 キーワード：民事法学

## 1. 研究開始当初の背景

研究の開始当初、現在進行している債権法改正を念頭において、民法541条が規定している催告解除を解除法の中においてどのように位置づけるべきかという議論がなされていた。その議論においては、催告解除を利益消滅を主たる要素とする重大な契約違反の一類型として位置づけようとする考え

方が主流を占めていた。

しかし、この考え方による場合には、一部給付や不完全履行のケースにおいて、設定された期間内に履行あるいは追完がなされない限り、債権者は、契約を解除し、なされた給付を債務者に受け戻すことができることとなる。もっとも、このような結論は、これまでの一部給付や不完全履行の事案における判例の理解とは一致しない。そうであるな

らば、催告解除を重大な契約違反の一類型として位置づけることは適切でないのではなからうかとの疑問を抱くようになった。

そこで、このような問題意識から、そもそも催告解除が如何なる機能を果たしているのか、そして、そのような催告解除の機能から催告解除が解除法の中においてどのように位置づけられるかを検討しようと考えた。

## 2. 研究の目的

### (1) 本研究以前の研究成果

本研究以前に、解除に債務者の帰責事由を要するか、という問題を検討した。近時、国際取引に関する法制度が解除の債務者の帰責事由を要件としていないことから、わが国においても解除に債務者の帰責事由を要しないとする見解が有力に主張されているが、それではこれまで何故解除に債務者の帰責事由を要すると考えられてきたのかを解除法の発展の歴史から検討した。

その検討を通して以下の催告解除について以下の示唆を得た。

催告解除は、利益消滅に基づく解除の不都合を解決するために認められた救済手段である。利益消滅に基づく解除は、解除に時間を要し、迅速な代替取引の必要性がある商取引には適合せず、また、利益消滅の証明において、企業秘密が漏えいするおそれがあるなどの問題点があった。そこで、このような不都合を解消し、商取引において簡易迅速に債権者を契約関係から解放する手段として認められた解除方法であり、そのような催告解除の発展史から、催告解除を重大な契約違反の一類型として理解することはできないとの示唆を得ていた。

### (2) 従来の研究成果と本研究の目的

もちろん、右の催告解除に関する示唆は、歴史的な問題であり、催告解除が導入されたドイツ民法典において実際に催告解除がどのような機能を果たしてきたか、あるいは果たしているかは別な問題である。そこで、本研究は、右の催告解除の発展史の分析から得られた催告解除の機能に関する示唆をもとに、ドイツ民法典施行後のドイツにおいて、催告解除が実際に如何なる機能を果たしてきたのか、あるいは果たしているのかを分析しようとするものである。

また、催告解除あるいはそれと類似する制度を有する法秩序は、ドイツに限られない。そこで、ドイツと同じく催告解除制度を有するスイスやオーストリア、あるいは催告解除と類似する解除制度を有する英米法、そして催告解除制度を規定する近時の国際取引に

関する法制度において、催告解除がどのように機能しているかをもあわせて検討することにより、催告解除の機能をより深く分析しようとするものである。

## 3. 研究の方法

本研究では、ドイツ法、スイス法、オーストリア法における判例分析や催告解除に関する文献を通して催告解除が実際にどのように機能しているかを分析した。

また、催告解除と類似する制度を有する英米法においてその制度がどのような機能を果たしているかを判例分析や文献を通して分析した。

さらに、近時の国際取引に関する法制度に関する文献を通してそこで催告解除がどのように機能しているかを分析した。

## 4. 研究成果

### (1) 本研究それ自体から得られた研究成果

催告解除あるいはそれに類似する制度を有する諸外国および国際取引に関する法制度の比較法的な検討から、催告解除について次の示唆を得た。

- ①一部給付や不完全履行の事案においても、催告解除が認められる。
- ②しかし、その場合に催告解除によって認められるのは、債権者をなされていない給付、すなわち、追完を待つことから解放すること、言い換えるならば、設定された期間後に提供された追完を拒絶すること、および債権者がした給付の返還を請求できることである。
- ③催告解除によって債権者がなされた給付を債務者に受け戻すことは認められない。なぜなら、一部給付や不完全履行の事案においては、なされた給付が債権者にとって有する意味が、とりわけ債権者が損害賠償請求で満足できないか、ということが問題とされるからである。
- ④一部給付や不完全履行の事案において、債権者による給付の受け戻しが認められるのは、債権者にとって給付に対する利益が消滅した場合である。
- ⑤以上のような催告解除の機能は、ドイツ法と同じく催告解除制度を有するスイス法やオーストリア法における催告解除においても同じである。また、催告解除と類似する制度を有する英米法においても、その制度が有している機能は、ドイツ法の催告解除と同様である。さらに、ウィーン国連売買条約、ヨーロッパ契約法原則あるいはユニドロワ国際商事契約原則における催告解除もドイツ

法における催告解除と同じ機能を有している。

(2) 本研究および本研究以前の研究成果を通しての全体的な研究成果

以上のような本研究の研究成果と、本研究以前の催告解除の発展史の研究成果を合わせて考えることによって、催告解除について次の示唆を得た。

- ①催告解除は、債権者を簡易迅速な手続によって契約関係から解放するために認められた救済手段である。
- ②それゆえ、催告解除の要件は、比較的明確であることを要し、たとえば、利益消滅や重大な契約違反などのような評価的な要素を催告解除の要件として取り入れることは、催告解除の本来の機能を著しく減殺するおそれがあり、適切ではない。
- ③そのため、現在進んでいる債権法改正において示されている催告解除案におけるように、抗弁事由としてであっても、重大な不履行を催告解除の要件とすることは誤りである。
- ④一部給付や不完全履行の事案のように、なされた給付が債権者にとっていかなる意味を有するかを考慮しなければならないような場合には、催告解除は認めるべきではない。なぜなら、なされた給付が債権者にとっていかなる意味を有するかが問われなければならないからである。また、それは、これまでの判例あるいは裁判例の理解であった。
- ⑤以上のように、重大な不履行に基づく解除の一類型として催告解除をとらえることは、法史的な観点からも、実際の適用からも誤りであって、かりに催告解除を重大な不履行に基づく解除の一類型として位置づけるならば、それは、重大な不履行概念の無用な混乱をもたらすおそれがあり、それは避けることが望ましい。

(3) 本研究の重要性

本研究の重要性については、これまで述べてきたことから明らかであり、現在進んでいる債権法改正における解除制度の改正に重要な示唆を与えるものということができる。

近時示された債権法の改正試案によれば、債権者は、債務者の不履行において、契約を解除することができ、ただし、その不履行が重大でない場合には、解除ができないとの案が示されている。

しかし、この試案では、重大な不履行が抗弁事由とされているため、不履行が重大か否かが争われた場合には、裁判において判断されることとなるため、簡易迅速な解除方法と

しての催告解除の機能は著しく減殺されざるを得ない。また、試案が重大な不履行を抗弁事由として導入するのは、不完全履行の事案における不都合を考えてのものであるが、本研究の成果によれば、催告解除にはそもそもなされた給付を受け戻す機能はないのであり、このような視点が委員会の議論ではまったく見過ごされている。

以上のように、本研究で得られた催告解除の機能に関する示唆については、このたびの債権法改正の議論の中で必ずしも意識されていないものが多い。こうした点からも本研究の成果は、今後の債権法改正の議論において重要性を有するということができる。

(4) 今後の展望

本研究は、催告解除の機能を分析してきた。しかし、催告解除制度を解除制度の中でどのように位置づけるべきかという問題を考える際には、そもそも解除制度とは、如何なる制度なのか、という問題を考えなければならない。また、債権法改正の提案において、解除原因を統一的に把握することが提唱されているが、そもそも解除原因を統一的に捉えることが可能なのか、またそのような一般的な解除原因を想定する必要があるのか、という問題も検討する必要がある。

このような解除制度一般に関する問題については、今後の研究課題として取り組んでいく。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計6件)

- ① 遠山純弘、損害賠償、解除、そして帰責事由、松久三四彦ほか編集民法学における古典と革新藤岡康宏先生古希記念論文集、成文堂、査読無、2011、pp167-185
- ② 遠山純弘、強制競売における担保責任、松本恒雄・潮見佳男編判例プラクティス民法Ⅱ債権、査読無、信山社、2010、p 186
- ③ 遠山純弘、ドイツ法における催告解除と契約の清算(三・完)―催告解除は解除法における万能薬か―、北海学園大学法学研究、査読無、46巻3号、2010、pp597-628
- ④ 遠山純弘、ドイツ法における催告解除と契約の清算(二)―催告解除は解除法における万能薬か―、北海学園大学法学研究、査読無、46巻2号、2010、pp391-418
- ⑤ 遠山純弘、ドイツ法における催告解除と契約の清算(一)―催告解除は解除法に

- おける万能薬か一、北海学園大学法学研究、査読無、45 卷 3 号、2009、pp493-520
- ⑥ 遠山純弘、契約の解除と民法 5 4 1 条、私法、査読無、71 号、2009、pp213-219

〔学会発表〕（計 0 件）

〔図書〕（計 0 件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計 0 件）

〔その他〕

ホームページ等

無

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

遠山 純弘 (TOYAMA JUNKO)

法政大学・法務研究科・教授

研究者番号：7 0 3 0 5 8 9 5